
QA82 基準値を超過した食品を流通させた事業者に対しては、どのような処分があり得るのでしょうか

基準値は、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく食品の成分規格として定められるものであり、これに違反した場合は、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要に応じ、改善指導、当該食品の廃棄命令(食品衛生法第 54 条)や、当該事業者の営業許可の取消し(同第 55 条)を行うことができるほか、悪質な事例については告発が行われ、罰則として、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金(同第 72 条)が適用される場合があります。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日